

令和4年12月8日

各自治会長様

小清水町長 久保 弘志

フルタイム会計年度任用職員（保育士）の募集について <令和5年度4月1日任用>

このことについて、下記のとおり職員を募集いたしますので、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

記

- ◇ 職種・人数 フルタイム会計年度任用職員（保育士）若干名
- ◇ 勤務場所 町立保育所、町立へき地保育所 等
- ◇ 勤務条件
 - 《任用期間》 令和5年4月1日～令和6年3月31日
 ※以降継続雇用あり
 - 《勤務時間》 月曜日から土曜日（週休二日制）
 午前7時30分～午後6時
 【シフト制】早番、中番、遅番で週ごとにシフト交代
 一日7時間45分勤務
 - 《給料》 初任給163,100円～
 ※継続雇用の場合は昇給します。
 ※職歴等の経験年数がある場合は加算されます。
 - 《手当》 期末手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、住居手当、
 通勤手当、処遇改善手当
 - 《休暇》 年次休暇、病気休暇、夏季休暇等
 - 《福利厚生》 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
- ◇ 応募資格
 - ①保育士及び幼稚園教諭の有資格者 又は 令和5年3月までに資格取得予定の方
 - ②地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- ◇ 試験内容 書類選考、面接試験
- ◇ 試験日時 随時実施
 ※書類選考結果通知時に、試験案内を送付いたします。
- ◇ 応募方法 下記①及び②の書類を役場総務課職員厚生係まで提出してください。
 ①任用申込書（役場に用意しています。また、町のホームページからもダウンロードます。）
 ②資格免許証等の写し
- ◇ 応募締切 随時受付



HP QRコード

《お問い合わせ》

小清水町役場 総務課職員厚生係

☎ 62-4470（課直通）

【会計年度任用職員とは？】

一つの会計年度（４月から翌年の３月）内を任期として任用される非常勤の地方公務員です。勤務時間が、短時間（週３８時間４５分未満）の職員をパートタイム会計年度任用職員、常勤（週３８時間４５分）の職員をフルタイム会計年度任用職員とします。

○会計年度任用職員の勤務条件

	パートタイム会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員
給 与	報酬（日給 又は 時給） 費用弁償（通勤手当相当額）	基本給、期末手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当など
勤務時間	38 時間 45 分未満/週	38 時間 45 分/週
休 暇	勤務時間などにより異なる	年次休暇、特別休暇、病気休暇など

○会計年度任用職員の服務

会計年度任用職員は、正職員と同様に地方公務員上の「服務に関する規定」が適用され、違反した場合は、「懲戒処分」の対象となります。

《服務に関する規程》

- ・業務を行うにあたっての服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・守秘義務
- ・職務に専念する義務 など